

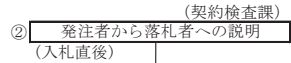
建設リサイクル法対象工事における手続きについて

【入札前】



積算担当者は、**別紙3**により積算を行う。

【入札後】



契約検査課は、入札後、落札者に**別紙2-(1)~(3)**と**別紙4(説明書)**の作成について説明し、工事担当者に確認してもらうよう伝える。



落札者は、別紙2-1(1)~(3)及び**別紙4(説明書)**を作成し、工事担当者に説明を行う。



工事担当者は、①で作成した別紙3に基づき、落札者の見積(別紙2-(1)~(3))との比較検討を行う。落札者の見積が発注者の見積の80%未満の場合は、再見積を行わせ、見積内容を確認し、再見積を採用する。落札者の見積が発注者の見積の80%以上の場合は、落札者の見積をそのまま採用する。
※見積採用とは、契約図書に添付する別紙1-(1)に記入することであり、積算単価に採用することではなく、落札者の見積にかかわらず請負代金額の変更に反映しない。



契約検査課は、工事請負契約書6に基づき、契約図書に別紙1-(1)、(2)を添付する。別紙1-(1)1.~4.の4項目の記載事項については、④の手続きで協議・合意した落札者の見積額を記載する。
※対象建設工事の内、特定建設資材を使用するのみの工事は、別紙1-(1)の1.に「該当なし」、2.及び4.に「0円」を記載する。



工事担当者は、**別紙5(通知書)**を作成し、受注者から提出された**様式1**(再生資源利用計画書)、**様式2**(再生資源利用促進計画書)を添付し、**工事着手前**に京築県土整備事務所へ提出する。工事発注者は市長名とする。

※**工事着手前**とは、実際に現場で新築・解体等の工事を始める日(新築・解体等の工事のための仮設が必要な場合は、仮設工事を始める日。除草作業などの準備工事については、工事着手に含まなくてもよい。)

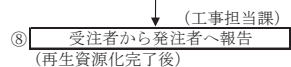
＜提出先＞

京築県土整備事務所建築指導課(建築物に係る解体工事又は新築工事等)

京築県土整備事務所行橋支所庶務課(建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等)



当初設計から数量変更する場合又は工事途中で対象工事となった場合は、当初契約時と同様に②~⑤の手続きを行う。
変更契約書に、**別紙1-(1)、(2)**を添付する。



受注者は、**別紙6(再生資源化等報告書)**に**様式1**(再生資源利用実施書)、**様式2**(再生資源利用促進実施書)を添付し、工事担当者へ提出する。

※**特定建設資材を使用する**のみの工事は、①~④の手続きは必要ない。

※提出書類は、工事実績として保存する。

	番号	名称	作成区分	
			発注者	受注者
契約書	別紙1-(1)1 建築解体	法第13条及び省令第4条に基づく書面 (建築物に係る解体工事)	○	
	別紙1-(1)2 建築新築等	法第13条及び省令第4条に基づく書面 (建築物に係る新築工事等)	○	
	別紙1-(1)3 土木等	法第13条及び省令第4条に基づく書面 (建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))	○	
	別紙1-(2)	法第13条及び省令第4条に基づく書面 別紙	○	
見積書	別紙2-(1)	リサイクル見積書		○
	別紙2-(2)1 建築解体	リサイクル見積書 (建築物に係る解体工事)		○
	別紙2-(2)2 建築新築等	リサイクル見積書 (建築物に係る新築工事等)		○
	別紙2-(2)3 土木等	リサイクル見積書 (建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))		○
	別紙2-(3)	リサイクル見積書		○
	別紙3	積算担当者の方へ	○	
説明書	別紙4	説明書		○
	別表1	分別解体等の計画等 (建築物に係る解体工事)		○
	別表2 別表3	分別解体等の計画等 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)) 分別解体等の計画等 (建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))		○
通知書	別紙5(表面)	通知書	○	
	(裏面)	工事場所 案内図	○	
	様式1 様式2	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書		○
再生資源化報告書	別紙6	再生資源化等報告書		○
	様式1 様式2	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書		○

【建設リサイクル法の概要】

目的	特定の建設資材に対して、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずる										
特定建設資材 (4品目)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 (※プレキャスト鉄筋コンクリート版など) 木材 アスファルト・コンクリート										
対象建設工事	下表の規模以上の工事で、 特定建設資材を使用する又は解体する工事										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>規模の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の解体工事</td> <td>床面積の合計 80㎡</td> </tr> <tr> <td>建築物の新築・増築工事</td> <td>床面積の合計 500㎡</td> </tr> <tr> <td>建築物の修繕・模様替え(リフォーム等) ※注1</td> <td>請負代金の額 1億円</td> </tr> <tr> <td>その他の工作物に関する工事(土木工事等) ※注2</td> <td>請負代金の額 500万円</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	規模の基準	建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡	建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡	建築物の修繕・模様替え(リフォーム等) ※注1	請負代金の額 1億円	その他の工作物に関する工事(土木工事等) ※注2	請負代金の額 500万円
工事の種類	規模の基準										
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡										
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡										
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等) ※注1	請負代金の額 1億円										
その他の工作物に関する工事(土木工事等) ※注2	請負代金の額 500万円										

- ※注1 建築物にかかる新築物等であって新築または増築の工事に該当しないもの
 ※注2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等
 ※注3 請負代金の額には消費税を含む

【参考資料】

建設リサイクル法 質疑応答集(案) (国土交通省建設業課 平成22年9月) より一部抜粋

特定建設資材の範囲

分類	例示
特定建設資材であるもの	木材(繊維質板等含む)、コンクリート、アスファルト・コンクリート等
特定建設資材ではないもの	モルタル、アスファルト・ルーフィング等

(具体例)

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄からなる建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート及び鉄からなる建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
レジンコンクリート		×	
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC板	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し形成版)	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート)	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
セメント処理混合物・ 粒度調整砕石・再生粒度調整砕石・ クラッシュラン・再生クラッシュラン		×	
アスファルト混合物・再生加熱アスファルト混合物・ 改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物・ 再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JIS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JIS	○	木材
繊維板(インシュレーションボード)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(MDF)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材(ハウスメーカー製品)		×	

○：特定建設資材 ×：特定建設資材でないもの